政令

総務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二十号

総務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第三項の表平成二十九年三月三十一日の項を削り、同表平成三十三年三月三十一日の項の次に次のように加える。

平成三十四年三月三十一日	特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　山本　早苗

内閣総理大臣　安倍　晋三

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二十一号

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十条第一項及び第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和四十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一　在勤基本手当の月額（第一条関係）

一　大使館

地域	所在国	号別											
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
アジア	インド	710,000	650,000	614,800	594,200	563,300	511,800	460,300	408,900	367,700	347,100	326,500	305,900
	インドネシア	630,000	530,000	501,200	482,300	454,100	407,000	359,900	312,800	275,200	256,300	237,500	218,700
	カンボジア	620,000	600,000	565,900	545,200	514,300	462,700	411,100	359,500	318,300	297,600	277,000	256,400
	シンガポール	750,000	670,000	629,400	604,200	566,400	503,500	440,600	377,600	327,300	302,100	276,900	251,800
	スリランカ	570,000	560,000	524,200	505,800	478,200	432,200	386,200	340,300	303,500	285,100	266,700	248,300
	タイ	680,000	570,000	532,600	511,300	479,400	426,100	372,800	319,600	277,000	255,700	234,400	213,100
	大韓民国	830,000	700,000	650,100	624,100	585,100	520,100	455,100	390,100	338,100	312,100	286,100	260,100
	中華人民共和国	1,000,000	800,000	743,000	714,100	670,700	598,400	526,100	453,800	396,000	367,000	338,100	309,200
	ネパール	680,000	660,000	629,100	610,500	582,500	535,900	489,300	442,700	405,400	386,800	368,100	349,500
	パキスタン	800,000	740,000	703,700	684,400	655,400	607,200	559,000	510,800	472,200	452,900	433,600	414,300
	バングラデシュ	780,000	750,000	715,400	693,600	660,800	606,300	551,800	497,200	453,600	431,800	410,000	388,200
	東ティモール	790,000	770,000	724,300	701,300	666,800	609,400	552,000	494,600	448,600	425,600	402,700	379,700